

興津弥五右衛門の遺書（初稿）

森鷗外

青空文庫

某儀それがび今年今月今日切腹して相果候事あいはてそろいかにも唐突とうとつの至いたりにて、
 弥五右衛門奴老めろろうもう耄もうしたるか、乱心したるかと申候者も可有これあるべく之し
そうら候えども、決して左様の事には無これなく之候そろ。某致仕候てより以来、
 当国ふなおかやま船岡山さいろくの西麓しやうこうじどのに形ばかりなる草庵そうあんを営みまかりあり罷ひごこのくにやつし在候え
 ども、先主人松向寺しやうこうじどの殿御逝せいきよ去遊ばされて後、肥後国八
ろ代の城下を引おきついたる興津くまもとの一家は、同国隈くまもと本の城下に在住
 候えば、この遺書御目に触れ候わば、はなはだ慮外の至に候えど
 も、幸便もつを以て同家へ御送届下くだされたく、近隣の方々へ頼たのみ入り
 候それがし。某年来桑門そうもん同様の渡世致しおり候えども、根性こんじようは元の
 武士なれば、死後の名みようもん聞きの儀もつとも大切に存じ、この遺書

あいたため
相認 置き候事に候。

当庵は斯様かように見苦しく候えば、年末に相迫り相果て候を見られ

候方々かたがた、借財等のため自殺候様御推量なされ候事もこれあるべし可有之候

えども、借財等は一切無き某、厘毛たりとも他人に迷惑相掛け申

さず、床の間の脇わき、押入の中の手箱には、些さしやう少なから金子貯え

おき候えば、茶だびの費用に御当て下されたく、これまた頼入り候。

前文隈くまもと本の方へは、某頭そを剃りこくりおり候えば、爪なりとも

少々この遺書に取添え御遣し下され候わば仕合せ申すべく候。床

の間に並べ有之候御位牌いはい三基は、某が奉公仕りし細川越中守忠ただお

興入道宗立三斎殿御事松向寺殿を始はじめとし、同越中守忠ただとし利殿御

事妙解院殿、同肥後守光みつひさ尚殿御三方に候えば、御手数ながら粗

略に不相成様あいならざるよう、清浄なる火にて御焼滅下されたく、これまた

頼入り候。某が相果て候今日は、万治元つちのえいぬのとし 戊戌年十二月二日

に候えば、さる正保二乙酉きのととり十二月二日に御逝去遊ばされ候ごせいきよ

松向寺殿の十三回忌に相当致しおり候事に候。

それがし

某が相果候仔細しさいは、子孫にも承知致させたく候えば、概略左に

書残し候。

もはや

最早三十余年の昔に相成り候事に候。寛永元年五月安南船長あんなんせん

崎に到着候節、当時松向寺殿は御薙髮遊ばされ候てより三年目ごていはつ

なりしが、御茶事に御用いなされ候珍らしき品買求め候様仰含おほせ

められ、相役あいやくと兩人にて、長崎へ出向き候。幸なる事には異な

る伽羅きやらの大木渡来致しおり候。然しかるところその伽羅もときに本木うらきと末木

との二つありて、はるばる仙台より差さしくだ下され候 伊達権中納言だてごんちゆうなごん
殿の役人ぜひとも本木の方を取らんとし、某も同じ本木に望を掛
け、互にせり合い、次第に値段をつけ上げあ候。

その時相役申候は、たとい主命なりとも、香こうぼく木は無用の翫がんぶ
物つに有これあり之、過分の大金を擲なげうち候事は、不可しかるべからず然、所詮本木

を伊達家に譲り、末木を買求めたき由申候。某申候は、某は左様
には存じ申さず、主君の申つけられ候は、珍らしき品を買求め参
れとの事なるに、このたび渡来候品の中にて、第一の珍物はかの
伽羅もとすえに有之、その木に本末もとすえあれば、本木の方が、尤物ゆうぶつ中の尤
物たること勿もちろん論なり、それを手に入れてこそ主命を果すに当る
べけれ、伊達家の伊達を增長致させ、本木を譲り候ては、細川家

の流を流す事と相成可と申候。相役嘲笑あざわらいて、それは力ちから癩こぶ
 の入れどころが相違せり、一国一城を取るか遣やるか申す場合な
 らば、飽あくまで伊達家に楯たてをつくがよろしかるべし、高が四畳半
 の炉ろにくべらるる木の切れきならずや、それに大金を棄すてんこと存
 じも寄らず、主君御自身にてせり合われ候わば、臣下として諫いさめ
 止め申すべき儀ぎなり、たとい主君がしいて本木を手に入れたく思
 召されんとも、それを遂げさせ申す事阿諛あゆべんねい便佞しよいの所為しよいなるべしと
 申候。当時未いまだ三十歳に相成らざる某それがし、この詞を聞きて立腹致し
 候えども、なお忍んで申候は、それはいかにも賢人らしき申もうしじ
 条ようなり、さりながら某はただ主命と申物が大切なるにて、主君
 あの城を落せと仰おほせられ候わば、鉄壁なりとも乗取り申すべく、

あの首を取れと仰せられ候わば、鬼神なりとも討果たし申すべくと同じく、珍らしき品を求め参れと仰せられ候えば、この上なき名物を求めん所しよぞん存なり、主命たる以上は、人倫の道に悖り候事は格別、その事柄に立入り候批判がましき儀は無用なりと申候。相役いよいよ嘲笑いて、お手前とてもその通り、道に悖りたる事はせぬと申さるるにあらずや、これが武具などならば、大金に代かうとも惜しからじ、香木に不相応なる価を出さんとせらるるは、じやくはい若輩の心得違なりと申候。某申候は、武具と香木との相違はそれがし某若輩ながら心得居る、泰勝院殿の御代に、蒲生殿申され候たいしやういんでんは、細川家には結構なる御道具あまた有之由なれば拝見がもうに罷まかりいずべしとの事なり、さて約束せられし当日に相成り、蒲生殿参られ

候に、泰勝院殿は 甲 胄 刀劍弓鎗の類を陳ねて御見せなされ、
 蒲生殿意外に思おほされながら、一応御覽あり、さて実は茶器拝見致
 したく参上したる次第なりと申され、泰勝院殿御笑いなされ、先
 きには道具と仰せられ候故、武家の表道具を御覽に入れたり、茶
 器ならばそれも少々持合せ候とて、はじめに御取り出しなされし
 由、御当家におかせられては、代々武道の御心掛深くおわしまし、
 かたがた歌道茶事までも堪たんのう能に渡らせらるるが、天下に比類な
 き所ならずや、茶儀は無用の虚礼なりと申さば、国家の大札、先
 祖の祭祀さいしも総て虚礼なるべし、我等この度仰おおせを受けたるは茶事に
 御用に立つべき珍らしき品を求むる外ほか他事なし、これが主命なれ
 ば、身命に懸かけても果たさでは相成らず、貴殿が香木に大金を出

す事不相応ふそうおうなりと思され候は、その道の御心得なき故、一徹てつに
 左様思わるるならんと申候。相役聞きも果てず、いかにも某は茶
 事の心得なし、一徹なる武刃ぶへんもの者なり、諸芸に堪能なるお手前の
 表おもてげい芸芸が見たしと申すや否や、つと立ち上がり、旅館の床の間
 なる刀掛より刀を取り、抜打ぬきうちに切つけ候。某が刀は違ちが柵いだなの
 下なる刀掛に掛けあり、手近なる所には何物も無之故、折しも五
 月の事なれば、燕子花かきつばたを活けありたる唐金からかねの花瓶つかを掴みて受
 留め、飛びしざりて刀を取り、抜合せ、ただ一打に相役を討果た
 し候。

かくて某それがしは即時きやらに伽羅もときの本木を買取り、杵築きつきへ持帰り候。伊達
 家の役人は是非ぜひなく末木うらきを買取り、仙台へ持帰り候。某は香木を

松向寺殿に参らせ、さて御願ごまねい申候は、主命大切と心得候ためと
 は申ながら、御役に立つべき侍一人討果たし候段、恐入り候えば、
 切腹仰おおせつ附つけられたしと申候。松向寺殿聞きこ召しめされ、某に仰せら
 れ候は、その方が申条一々もつとも至極しごくなり、たとい香木は貴か
 らずとも、この方が求め参れと申つけたる珍品ほんに相違ちがなければ、
 大切と心得候事当然なり、総て功利の念をもて物を視候みわば、世
 の中に尊たき物は無くなるべし、ましてやその方が持帰り候伽羅は
 早さつ速そく焚たき試たみ候に、希代きたいの名木なれば、「聞く度に珍めづらしけれ
 ばほとととぎすす 郭くわく 公こう いつも初音の心地こそすれ」と申す古歌こに本もとづき、銘
 を初音とつけたり、かほどの品を求め帰り候事天あつ晴ばれなり、ただ
 し討うたれ候侍の子孫遺恨を含みいては相成らずと仰せられ候。か

くて直ちに相役の嫡子ちやくしを召され、御前において盃を申つけられ、
某それがしは彼者かのものと互に意趣を存ぞんずまじき旨誓言致し候。

これより二年目、寛永三年九月六日 主上しゅじょう 二条の御城へ行幸

遊ばされ、妙解院殿へかの名香を御所望有之、すなわちこれを献
ぜらる、主上えいかん 叡感有りて、「たぐひありと誰かはいはむ未すゑ未た勻はふ

秋より後のしら菊の花」と申す古歌の心にて、白菊と名づけさせ
給たもう由承候。某が買求め候香木、畏かしこくも至尊の御賞美こうむを被り、御

当家の誉と相成り候事、存じ寄らざる仕合せと存じ、落涙候事に
候。

さりながら一旦切腹と思定め候某それがし、竊そかに時節を相待ちおり候と

ころ、御隠居ごいんきよ松向寺殿は申に及ばず、その頃の御当主妙解院殿

よりも出格の御引立を蒙り、寛永九年御国替の砌には、松向寺
 殿の御居城八代に相詰め候事と相成り、あまつさえ殿御上京の
 御供にさえ召具せられ、繁務に逐われ、空しく月日を相送り候。
 その内寛永十四年嶋原征伐と相成り候故松向寺殿に御暇相願
 い、妙解院殿の御旗下に加わり、戦場にて一命相果たし申すべ
 き所存のところ、御当主の御武運強く、逆徒の魁首天草四
 郎時貞を御討取遊ばされ、物数ならぬ某まで恩賞に預り、宿望
 相遂げず、余命を生延び候。

然るところ寛永十八年妙解院殿存じ寄らざる御病氣にて、御父
 上に先立ち、御逝去遊ばされ、肥後守殿の御代と相成り候。つ
 いで正保二年松向寺殿も御逝去遊ばされ、これより先き寛永

十三年には、同じ香木の本末を分けて珍ちんちよう重ちゆうなされ候仙台中納

言殿さえ、少わかばやしじよう林城りんじやうにおいて御逝去なされ候。かの末木の香

は、「世の中の憂きを身に積む柴しばふね舟ふねやたかぬ先よりこがれ行ら

ん」と申す歌の心にて、柴舟と銘し、御珍藏なされ候由に候。そ

の後肥後守は御年三十一歳にて、慶安二年にわか俄に御逝去遊ばされ候。

御臨終みぎりの砌ちやくし、嫡子まる六丸殿御幼少なれば、大国の領主たらんこと

覚おぼつか束なく思召され、領地御返上なされたき由、上うえさま様へ申上げ

られ候処、泰勝院殿以来の忠勤を思召され、七歳の六丸殿へ本領

安堵あんど仰附けられ候。

某それがしは当時退たいいん隠相願いんさうげんい、隈くまもと本を引払い、当地へ罷まかりこし越候ええ

ども、六丸殿の御事おんこと心に懸かかり、せめては御元服げんぷく遊ばされ候

まで、よそながら御安泰を祈念致したく、不識不知あまたの幾月を相過し候。

然るところ去承応二年六丸殿は未だ十一歳におわしながら、越中守に御成り遊ばされ、御名告も綱利と賜わり、上様の御覺目出たき由消息有之、かげながら雀躍候事に候。

最早某が心に懸かり候事毫末も無之、ただただ老病にて相果て候が残念に有之、今年今月今日殊に御恩顧を蒙り候松向寺殿の十三回忌を待得候て、遅ればせに御跡を奉慕候。殉死は国家の御制禁なる事、篤と承知候えども壮年の頃相役を討ちし某が死遅れ候迄なれば、御咎も無之かと存じ候。

某平生朋友等無之候えども、大徳寺清宕和尚は年来入

懇んに致しおり候えば、この遺書くにもと国許おんつかへ御遣おんつかわし下され候そろ前に、御見きんごうせ下されたく、近郷かたがたの方々へ頼入たのまり候。

この遺書あらた蠟燭ともしの下にて認めしたたおり候ところ、只今燃しわばら尽かつきりき候。最早しわばらに燭火かつきりを点候にも及しばず、窓の雪明しわばらりにて、皺腹しわばら搔切かつきり候ほどの事は出来申しすべく候。

万治元つちのえいぬのとし 戊戌年十二月二日

興津弥五右衛門華押かおう

皆々様

この擬書ぎしよは翁おきなぐさ草くさに拠たつて作しつたのであるが、その外ほかは手近てぢかにある徳川実記とくがわじつき（紀）と野史やしとを参考さんさうしたに過ぎすぎない。皆活板かっぱん

本ほんで実記（紀）は統国史大系本である。翁草に興津が殉じゆん死ししたのは三齋の三回忌きだとしてある。しかし同時にそれを万治寛まんじかんぶ文ぶんの頃としてあるのを見れば、これは何かの誤でなくてはならない。三齋の歿ぼつ年ねんから推おせば、三回忌は慶安元年になるからである。そこで改めて万治元年十三回忌とした。興津が長崎に往いつたのは、いつだか分からない。しかし初音はつねの香かうを二条行幸の時、後水尾天皇ごみずおに上たてまつつたと云つてあるから、その行幸のあつた寛永三年より前でなくてはならない。しかるに興津は香かう木ぼくを隈くまもと本へ持つて歸つたと云つてある。細川忠利が隈本城主になつたのは寛永九年だから、これも年代が相違している。そこで丁ちようど度ど二条行幸まえの前まえ寛永元年五月安南国から香木が渡つた事があるので、それ

を使って、隈本を杵築きつきに改めた。最後に興律は死んだ時何歳であったか分からない。しかし万治から溯さかのると、二条行幸までに三十年余立っている。行幸前に役人になって長崎へ往った興津であるから、その長崎行が二十代の事だとしても死ぬる時は六十歳位にはなっている筈はずである。こんな作に考証も事ことごと々しいが、他日の遺忘のためにただこれだけの事を書き留めておく。

大正元年九月十八日

青空文庫情報

底本：「カラー版日本文学全集」 森鷗外「河出書房新社

1969（昭和44）年3月30日初版発行

初出：「中央公論」

1912（大正元）年10月

入力：川山隆

校正：門田裕志

2008年3月24日作成

青空文庫作成ファイル：

このファイルは、インターネットの図書館、青空文庫 (<http://www>

W.aozora.gr.jp/）で作られました。入力、校正、制作にあたったのは、ボランテイアの皆さんです。

興津弥五右衛門の遺書（初稿）

森鷗外

2020年 7月13日 初版

奥 付

発行 青空文庫

URL <http://www.aozora.gr.jp/>

E-Mail info@aozora.gr.jp

作成 青空ヘルパー 赤鬼@BFSU

URL <http://aozora.xisang.top/>

BiliBili <https://space.bilibili.com/10060483>

Special Thanks

青空文庫 威沙

青空文庫を全デバイスで楽しむ青空ヘルパー <http://aohelp.club/>

※この本の作成には文庫本作成ツール『威沙』を使用しています。

<http://tokimi.sylphid.jp/>